

過去の不祥事の背景・心理の分析

— 解説 —

1 概要

(1) 取組の概要

埼玉県教育委員会では、教職員による不祥事の根絶を目指す取組の一つとして、過去に実際に起きた不祥事の事例について、態様等の分類・整理を行い、この分類をもとに、不祥事を起こすに至るまでの心理状態や背景などの経過について事例を読み込む事例分析を進めてきました。¹

不祥事の実例の分類・整理の結果は、県内で実際に多く発生している不祥事の特徴や傾向等について把握し、各所属での防止策の検討を行う際の参考としていただくものです。

また、この分類を基に行った事例分析では、事故を起こした者(以下「事故者」という)の心理や行動が、周りで起きる様々な出来事によって段階的に変化していくことがわかっており、この状況を可視化した研修用のワークシートを作成しました。

不祥事の分析は、教職員一人一人に、不祥事は誰にでも起こり得ることであり、自ら不祥事を起こさないためにどう行動に気を付けていけばよいか考えていただくこと、そして、管理職には、教職員の特性や行動をできる限り理解し、異変を察知した場合の対処や防止策を考えていただくことを目的として実施しています。

(2) 分析の対象とした非違行為²

- ・わいせつ行為
- ・体罰

(3) 分析の手法

ア 統計分析(量的分析)

データの特徴を明確に把握するため、データを整理、集計する分析方法。過去10年分の不祥事³を、被害者との関係性や加害態様などで整理した。

イ 事例分析(質的分析)

個別の事例を分析して共通点を導く分析方法。(1)で整理した事故の分類ごとに、個別の事例を2～3件ずつ取り上げ、事情聴取の記録等から共通する特徴を抽出した。

(令和5年度末の段階では、わいせつ行為と体罰のうち、それぞれ1分類について実施。)

¹ 令和5年度8月から実施。分析に当たっては、さいたま法務少年支援センターの心理の専門職員（法務技官）から御助言を賜りました。

² 教職員の非違行為には、わいせつ行為や体罰のほか、交通事故、横領など様々なものがあるが、このうち、今回の分析の取組では、特に被害者の心に深い傷を残すわいせつ行為、体罰を対象に絞った。

³ 平成25年4月1日～令和5年7月末までに行った懲戒処分事例、指導措置事例

2 わいせつ行為の分析

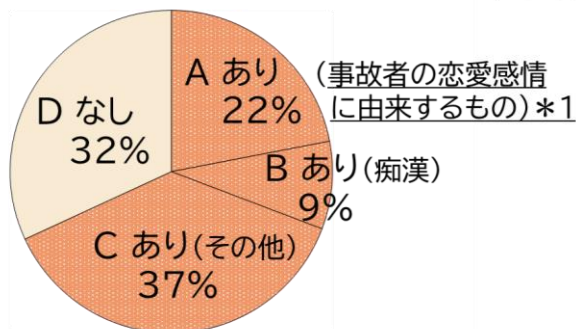
(1) 統計分析(量的分析)で行った過去10年間のわいせつ行為の分類

事故の加害態様等の特徴から、以下のとおり分類を行った。

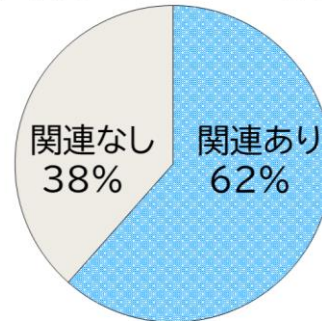
- 事故の加害態様から、被害者への身体接触があり・なしの事例に分類し、さらに身体接触がある事例について、事故者の恋愛感情に由来するものとそうでないものとに分類した。(図1)
- 被害者の所属や事故の加害態様から、事故者が教職員という職業であることと非違行為との関連があるものとならないもので事例を分類した。(図2)

▶ 事故者が教職員であることと非違行為との関連については、全体では関連ありが62%だが、「被害者への身体接触があり、事故者の恋愛感情に由来するもの」では関連ありが9割以上であった。

(図1) 被害者への身体接触



(図2) 事故者が教職員であることと非違行為との関連 *2



*1「事故者の恋愛感情に由来するもの」は、事故者が明確に「恋愛感情があった」と認めているものだけではなく、「人として好きだった」「特別な生徒だった」などと言及しているものも含めている。

*2「事故者が教職員であることと事故との関連」があるものには、例えば、発生場所が学校内である場合や、被害者が教員である場合などが挙げられる。

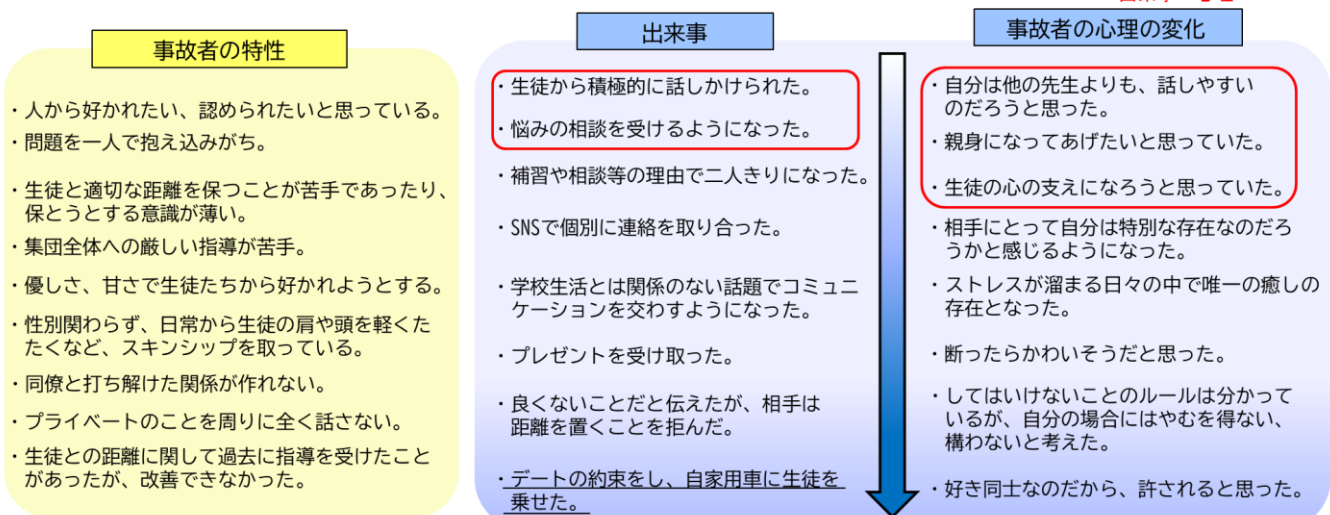
(2) わいせつ行為の事例分析(質的分析)

上記分析での分類のうち今回はAについて、個別の事例を2~3件ずつ取り上げ、事情聴取の記録等⁴から事故者の特性、出来事、心理の経過等について共通する特徴を取り出した。

▶ 事例分析により、誰にでもあり得ると考えられる出来事、心理の状態から、事故当事者の周りで起きる様々な出来事によって段階的に変化していく様子が明らかになった。(図3)

(図3)例:分類A 恋愛感情に由来する身体接触 個別事例3件から見える傾向

□: 誰にでもあり得ると考えられる出来事・心理



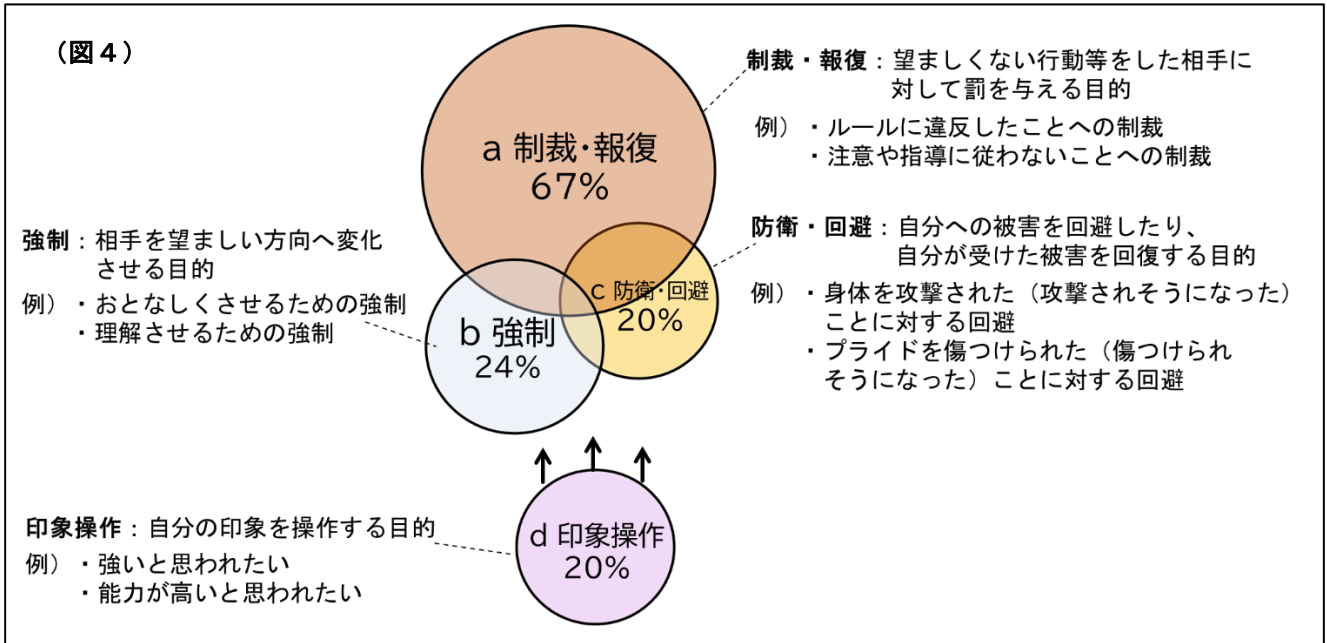
⁴ 不祥事が起きた所属へ訪問を行って管理職や同僚にヒアリングを行い、事例分析の作業を補完した。なお、掲載に当たっては、実際の事例を参考に、改変を加えた内容にしている。

3 体罰の分析

(1) 統計分析(量的分析)で行った過去10年間の体罰の分類

体罰等の行為を行った目的⁵で分類を行った。なお、1つの事例に2つ以上の視点が重複する場合がある。(図4)

- ▶ 望ましくない行動等をした相手に対して罰を与える目的で行う制裁・報復に分類される事例が最も多く、7割近くを占めた。



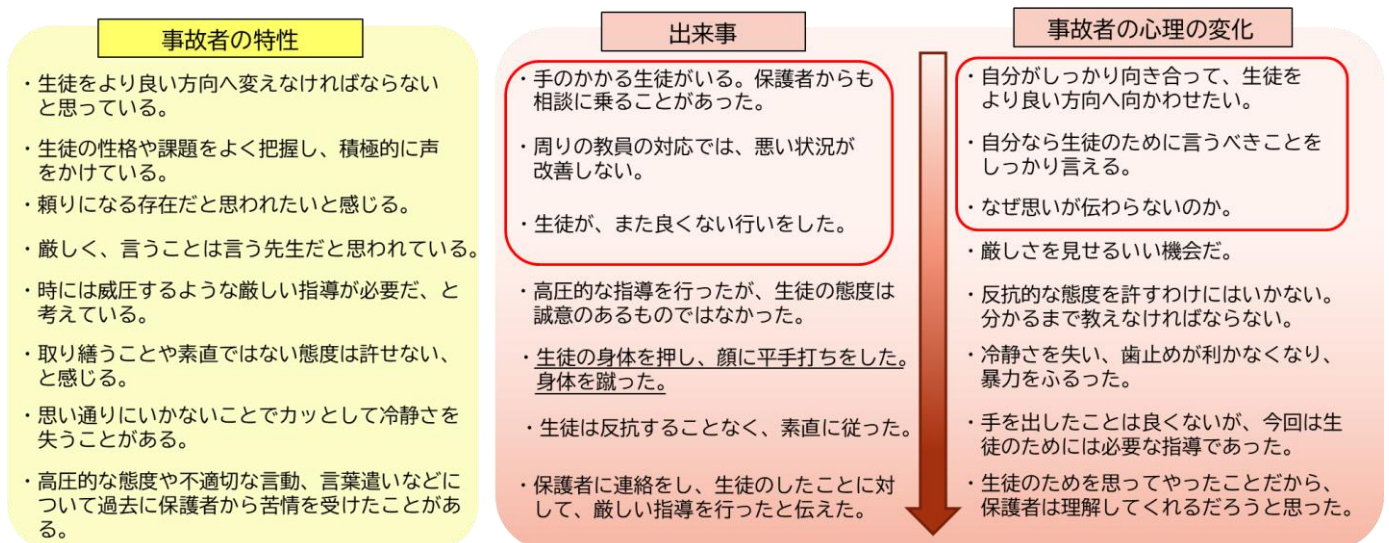
(2) 体罰の事例分析(質的分析)

上記分析の図4の分類のうち今回はaについて、個別の事例を2~3件ずつ取り上げ、事情聴取の記録等からわいせつ行為と同様の視点で共通する特徴を取り出した。

- ▶ 事例分析により、誰にでもあり得ると考えられる出来事、心理の状態から、事故当事者の周りで起きる様々な出来事によって段階的に変化していく様子が明らかになった。(図5)

(図5)例:分類 a 制裁・報復を目的とする体罰 個別事例3件から見える傾向

□ : 誰にでもあり得ると考えられる出来事・心理



⁵ 大淵 憲一(1987・「攻撃の動機と対人関係」)の攻撃の対人機能の4つの視点(*)を参考に、県教育委員会の懲戒処分等事例の加害態様を分類した。*心理学研究第58巻第2号「攻撃の動機と対人機能」